

# 公 示

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定により、  
下記のとおり工作物を保管しました。

令和7年5月19日

河川管理者  
福島県知事 内堀 雅雄

## 記

### 1. 保管した工作物の種類、形状及び数量

種類 橋脚、管路  
形状 別図のとおり(除却にあたり切断している)  
数量 橋脚1基、管路1本

### 2. 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

放置されていた場所 いわき市内郷内町金坂21番7地先  
除却した日時 令和7年5月19日10時

### 3. 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時 令和7年5月19日13時  
保管の場所 いわき市常磐関船町3丁目9番地7  
(関船こ線橋下)

### 4. 問い合わせ先

福島県いわき建設事務所  
総務部行政課 TEL 0246-24-6109  
企画管理部管理課 TEL 0246-24-6122

(別図) 放置されていた場所及び写真

